

告 示

埼玉県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月三日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号、平成五年埼玉県告示第四百四十三号、平成六年埼玉県告示第四百九十号、平成九年埼玉県告示第四百九十九号、平成十二年埼玉県告示第七七十五号、平成十六年埼玉県告示第四百五十号、平成十九年埼玉県告示第六百九号、平成二十五年埼玉県告示第四百二十八号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十九号の事業地のうち寄居町大字赤浜字上宿原、大字富田字鉄砲宿、字東原、字広屋、字前広屋、字中芝、字田代後、字下六反田及び字天神田入、大字三ヶ山字中田、字上田、字黒岩、字西高山、字東高山、字大谷、字向田、字文華台、字南山、字下田及び字粕沢並びに大字西ノ入字高根沢天王裏、高根沢萩畝、字高根沢大谷、字大橋及び字大方向地内において事業地を追加し、大字赤浜字南側上町、大字富田字伊勢原、字柳井戸、字間ノ田、字田代及び字中六反田地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分
変更なし